

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

		資料番号	7	担当課	環境・ゼロカーボン推進
法令名	愛媛県公害防止条例	根拠条項	43	不利益処 分の種類	緊急時の措置命令（排水）
愛媛県公害防止条例					
（緊急時の措置）					
第43条 知事は、公共用水域の一部の区域について、異常な濁水その他これに準ずる理由により公共用水域の水質の汚濁が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合として規則で定める場合に該当する事態が発生したときは、規則の定めるところにより、その事態が発生した当該一部の区域の排水排出者に対し、期間を定めて、排水の量の減少その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。					
愛媛県公害防止条例施行規則					
（緊急時等）					
第26条 条例第43条の規則で定める場合は、同条に規定する区域について、異常な濁水、潮流の変化その他これに準ずる自然的条件の変化により、公共用水域の水質の汚濁が環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の基準（以下「水質環境基準」という。）において定められた水質の汚濁の程度の2倍に相当する程度（第6条各号に掲げる物質による水質の汚濁にあつては、当該物質に係る水質環境基準において定められた水質の汚濁の程度に相当する程度）を超える状態が生じ、かつ、その状態が相当日数継続すると認められる場合とする。					